

(様式第2号)

確 約 書

交野市福祉事務所長 宛

年 月 日

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

印

交野市補装具費の代理受領に係る業者の登録等に関する要綱第3条の申請にあたり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

- 1 補装具の販売、貸付け又は修理に際しては、関係法令、通達及び交野市要綱等を遵守すること。
- 2 関係法令、通達、交野市要綱等又はこの遵守事項に違反し、その是正等について交野市福祉事務所長（以下「所長」という。）から指導を受けた場合は、直ちにこれに従うこと。
- 3 障がい者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取り扱いをしないこと。
- 4 (1) 補装具費の支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「補装具費支給対象障がい者等」という。）と補装具の販売、貸付け又は修理について契約を締結し、補装具費支給券の提示を受けたときは、その処方に基づき補装具の販売、貸付け又は修理を行うこと。
(2) 補装具費支給対象障がい者等に補装具を引き渡すにあたっては、大阪府障がい者自立相談支援センター又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の7第1項第6号に規定する意見書又は診断書を作成した医師の適合判定を経ること。ただし補装具支給事務取扱指針（平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別表の規定により所長が判断できる場合はこの限りでない。
(3) 適合判定の結果、当該補装具が障がい者又は障がい児に適合しないと認められた場合は、所長の指示に従い、事業者の負担においてこれを改修すること。

- 5 (1) 補装具の引き渡し後、事業者の責に帰すべきものと認められる瑕疵が発見された場合は、事業者の責任においてこれを改善すること。
- (2) 補装具の引き渡し後9ヶ月以内に生じた破損又は不適合(災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のため生じた破損又は不適合を除く。以下同じ。)は、事業者の責任において改善すること。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表に規定する補装具の修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、修理した部位について修理後3ヶ月以内に生じた破損又は不適合に限るものとする。
- 6 (1) 補装具費支給対象障がい者等から補装具費の請求及び受領の委任を受けたときは、補装具費支給対象障がい者等に補装具を引き渡す際に、補装具費支給券を受領するとともに、補装具費支給券に記載された利用者負担額の支払いを受けること。
- (2) 前項の利用者負担額の支払いを受けるときは、当該支払いをした補装具支給対象障がい者等に対し、領収証を交付すること。
- (3) 補装具費支給対象障がい者等からの委任に基づき、補装具費として当該補装具費支給対象障がい者等に支給されるべき額の限度において、所長へ請求することができること。
- (4) 所長に対して補装具費を請求するときは、補装具費支給券を添えて請求すること。
- 7 補装具費の代理受領に関する帳簿及び関係書類を5年間保管すること。
- 8 補装具費の支給に関して所長が必要と認めた調査に協力し、所長が報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出、提示若しくは検査を求めた場合又は事業者の事業所若しくは施設への立ち入り及びその設備の検査を求めた場合は、これに応じること。
- 9 この遵守事項に違反した場合、又は不正の手段により業者登録を受けた場合は、登録は直ちに取り消されること。また、以後所長が定める取り消し期間中は再度の登録申請ができないこと。
- 10 偽りその他不正の手段によって補装具費を受領したとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該受領した額の全部又は一部を所長に返還すること。
- 11 事業者、その代理人及び従業員並びにこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならないこと。登録の有効期間満了後又は取消し後においても同様とする。
- 12 届出内容を変更したとき及び事業を廃止し、休止し又は再開するときは、すみやかに所長に対し届け出ること。

以上